

○犯罪被害者支援制度に係る公費支出要領の制定について

〔令和8年3月13日〕
例規甲（務被）第152号

犯罪被害者支援制度に係る公費支出要領

目次

- 第1 目的
- 第2 犯罪被害者支援制度の区分
- 第3 犯罪被害者等に対する診断書料等支出制度
 - 1 支出対象事件
 - 2 支出基準
 - 3 支出額
 - 4 支出手続
 - 5 運用上の留意事項
- 第4 精神科医等による犯罪被害者支援に係る支出制度
 - 1 支援対象者
 - 2 支援実施者
 - 3 支援申請の手続
 - 4 委嘱精神科医等による支援
 - 5 選定精神科医等による支援
 - 6 運用上の留意事項
- 第5 性犯罪被害者の緊急避妊等経費支出制度
 - 1 制度の対象者
 - 2 支出基準
 - 3 診察等の手続
 - 4 支出額
 - 5 支出手続
 - 6 運用上の留意事項
- 第6 司法解剖後の遺体修復及び遺体搬送経費支出制度
 - 1 支出基準
 - 2 修復業務の支出手続等
 - 3 搬送業務の支出手続等
 - 4 運用上の留意事項
- 第7 被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所借上料支出制度
 - 1 制度の対象者

- 2 支出基準
 - 3 支出額
 - 4 支出手続
 - 5 運用上の留意事項
- 第8 ハウスクリーニング経費支出制度
- 1 支出対象事件
 - 2 支出基準
 - 3 支出額
 - 4 支出手続
 - 5 運用上の留意事項
- 第9 犯罪被害者遺族に提供する供花等購入費支出制度
- 1 支出対象事件
 - 2 支出基準
 - 3 支出額
 - 4 支出手続
 - 5 運用上の留意事項

第10 その他

第1 目的

この要領は、犯罪行為により被害を受けた被害者及びその遺族又は家族（以下「犯罪被害者等」という。）に対する各種支援制度に係る公費支出に関し必要な事項を定め、犯罪被害者等の経済的負担及び精神的被害の軽減を図るとともに、捜査への協力を確保することを目的とする。

第2 犯罪被害者支援制度の区分

この要領における犯罪被害者支援制度の区分は、次のとおりとする。

(1) 犯罪被害者等に対する診断書料等支出制度

犯罪被害者が警察に提出する診断書作成に要する経費（以下「診断書料」という。）及び診断書を作成するために受診した際の診察料（以下「診察料」という。）並びに遺族が警察に提出する死体検案書作成に要する経費（以下「検案書料」という。）を支出する制度をいう。

(2) 精神科医等による犯罪被害者支援に係る支出制度

精神科医、臨床心理士、公認心理師等（以下「精神科医等」という。）による犯罪被害者等への支援に係る謝金等を支出する制度をいう。

(3) 性犯罪被害者の緊急避妊等経費支出制度

性犯罪被害者の医療機関の診察に伴う初診料、診断書料、検査費用、緊急避妊費用及び人工妊娠中絶費用（以下「緊急避妊等経費」という。）を支出する制度を

いう。

(4) 司法解剖後の遺体修復及び遺体搬送経費支出制度

司法解剖（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき、鑑定処分許可状を得て行う解剖をいう。以下同じ。）に付した遺体について、その遺族（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）に規定する遺族、民法（明治31年法律第9号）に規定する親族、監督責任を有する者その他関係者をいう。以下同じ。）が修復することを承諾した修復に要する経費（以下「遺体修復経費」という。）及び遺族の指定する場所までの搬送に要する経費（以下「遺体搬送経費」という。）を支出する制度をいう。

(5) 被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所借上料支出制度

被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の借上げ（以下「一時避難措置」という。）に要する経費（以下「一時避難場所借上料」という。）を支出する制度をいう。

(6) ハウスクリーニング経費支出制度

犯罪被害者等の自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費（以下「ハウスクリーニング経費」という。）を支出する制度をいう。

(7) 犯罪被害者遺族に提供する供花等購入費支出制度

犯罪被害者（死者）への弔意を表し、犯罪被害者遺族の心情に配慮した支援を行うための供花及び供物（以下「供花等」という。）を購入する経費（以下「供花等購入費」という。）を支出する制度をいう。

第3 犯罪被害者等に対する診断書料等支出制度

1 支出対象事件

診断書料及び診察料（第5の4に定める支出額に係るものを除く。）又は検案書料（以下「診断書料等」という。）の支出対象事件は、次に掲げる罪名の身体犯とする。

ア 殺人（未遂を含む。）

イ 強盗致死傷

ウ 強盗・不同意性交等致死

エ 不同意わいせつ等致死

オ 逮捕等致死

カ 傷害致死

キ 傷害のうち、全治1か月以上の重傷を負ったもの

ク その他事件の内容、犯罪被害者等の置かれた状況等を踏まえ、診断書料等を警察で負担することが必要であると事件の捜査を担当する所属長（以下「所属

長」という。)が認めたもの

2 支出基準

- (1) 診断書料等は、1の支出対象事件の犯罪被害者等であつて、事件立証上診断書又は死体検案書の提出を求めることが必要な場合で、かつ、別表のアからカまで及びクのいずれかに該当するときを除き、支出するものとする。
- (2) 別表のアからカまでに定める事由がある場合において、この定めにより診断書料等を支出しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、この定めにかかわらず、診断書料等を支出することができる。

3 支出額

支出額は、原則として所属長が提出を受けた1通分の診断書料等の実費額とする(治療費等を除く。)。ただし、診断書については、捜査上の必要から2通以上を提出させる場合には、その必要な通数の診断書料及び診察料を支出することができる。

4 支出手続

診断書料等の支出は、原則として犯罪被害者等への口座振込とする。ただし、犯罪被害者等が医療機関に診断書料等を支払っていないときは、医療機関への口座振込とすることができる。

ア 犯罪被害者等への口座振込の場合

- (ア) 所属長は、2の支出基準に該当し、診断書料等の支出が必要と認めたときは、診断書料等支出申請書(第1号様式。以下「診断書料等申請書」という。)を作成し、医療機関が発行した当該診断書料等の領収書を添付の上、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)を経由して速やかに警察本部長(以下「本部長」という。)に送付するものとする。ただし、亡失等により、診断書料等の領収書を添付することができない場合は、医療機関に対して診断書料等の金額を確認し、その結果を診断書料等申請書に記載するものとする。
- (イ) 警務課長は、支出が妥当か否かの判断を速やかに行い、その結果を所属長に回答するものとする。
- (ロ) 支出が妥当との回答を受けた所属長は、犯罪被害者等から診断書料等請求書(第2号様式)を徴し、速やかに警務課長に送付するものとする。
- (エ) 警務課長は、診断書料等請求書の送付を受けたときは、その内容を確認し、支出手続を行うものとする。

イ 医療機関への口座振込の場合

- (ア) 所属長は、2の支出基準に該当し、診断書料等の支出が必要と認めた場合において、医療機関への口座振込をしようとするときは、医療機関に、犯罪被害者の診断書料等の金額を確認した上で、診断書料等申請書を作成し、警務課長を経由して速やかに本部長に送付するものとする。

- (イ) 警務課長は、支出が妥当か否かの判断を速やかに行い、その結果を所属長に回答するものとする。
- (ウ) 支出が妥当との回答を受けた所属長は、医療機関に警察で負担する費用について説明した上で、医療機関から診断書料等請求書を徴し、その内容について検収した上で速やかに警務課長に送付するものとする。この場合において、診断書料等請求書の内容を充足するものであれば、様式は問わないこととする。
- (エ) 警務課長は、請求書の送付を受けたときは、その内容を確認し、支出手続を行うものとする。

5 運用上の留意事項

- (1) この要領にいう「死体検案書」は、1の支出対象事件の犯罪被害者のうち、司法解剖に付したものに係る死体検案書に限られるので留意すること。
- (2) 2(2)の定め適用に当たっては、例えば離婚調停中の夫婦間において、夫が妻に長期にわたり繰り返し暴力を振るうなどの状況がみられ、妻がシェルターで保護されたり、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく保護命令に違反して夫が暴行を加えるなどの事実が認められた場合において、夫婦関係が存在していたといえども妻が診断書料等の支給要件を満たしたときなどは、積極的に検討すべきと考えられ、当該事案に該当する事案、児童虐待等事案（児童虐待、高齢者虐待及び障害者虐待をいう。）等この定め適用を検討すべき事案が発生した場合は、その適用の可否について、警務課長と協議すること。

第4 精神科医等による犯罪被害者支援に係る支出制度

1 支援対象者

支援対象者は、犯罪被害者等のうち、精神的被害及び犯罪被害に起因する不安や悩み等が深刻であり、これらの解消及び軽減を早期に図るため、精神科医等による診療及びカウンセリング（以下「カウンセリング等」という。）を要すると認められる者であって、支援を希望するものとする。

2 支援実施者

カウンセリング等の実施者は、本部長が委嘱した精神科医等（以下「委嘱精神科医等」という。）又は支援対象者が自ら選定した精神科医等（以下「選定精神科医等」という。）とする。

3 支援申請の手続

- (1) 所属長は、当該事件の犯罪被害者等が精神科医等による支援を要すると認めたときは、犯罪被害者等の同意を得た上で、精神科医等支援申請書（第3号様式）により警務課長を経由して速やかに本部長に申請するものとする。

なお、申請に当たっては、事前に当該事件の捜査を主管する警察本部の所属長（以下「事件主管課長」という。）と協議するものとする。

- (2) 警務課長は、支援の必要性を判断し、その結果を当該所属長に回答するものとする。
- (3) 回答を受けた所属長は、4又は5により支援の実施手続をとるものとする。

4 委嘱精神科医等による支援

(1) 実施手続

ア 警務課長は、委嘱精神科医等に対し支援を依頼した後、所属長に支援を実施する委嘱精神科医等について連絡するものとする。

イ 当該所属長は、当該精神科医等と支援日時、場所等について調整するものとする。

ウ 委嘱精神科医等は、支援を実施した支援対象者が医療機関（精神科等）の診療を必要と認めた場合は、適切な医療機関に引き継ぐものとする。

なお、警務課長は、医療機関へ引き継ぎを実施した際は、精神科医等支援申請書の備考欄に引き継ぎを判断した日、引継医療機関名等の必要事項を記載しておくこと。

エ 所属長は、支援実施結果表（第4号様式）を作成し、委嘱精神科医等による支援を実施した都度、支援実施状況を記載し、委嘱精神科医等から、確認の署名又は押印を受け、支援を実施した時間及び回数を確実に管理するものとする。

オ 委嘱精神科医等に依頼する際、委嘱精神科医等に係る支払は、医療行為に対する医療費を公費で負担するものではなく、支援行為に対して謝金を支払うものであることを説明しておくこと。

カ 本制度により精神科医等に支払われる謝金については、課税対象外であることから、所得税の源泉徴収は要さない。

(2) 謝金等の支出手続

ア 謝金の支出に関する事務については、次により警務課長が処理するものとする。

(ア) 委嘱精神科医等に対し支給する謝金の単価は、当該年度の予算容認単価とする。

(イ) 委嘱精神科医等による支援は、支援対象者1人当たり必要と認められる支援回数を実施する。

(ウ) 対象期間は、原則として初診日から3年間とする。

(エ) 謝金の算定の基礎は、委嘱精神科医等が実際に支援対象者に対し支援を実施した時間及びその前後の職員との打合せに要した時間とし、休憩時間及び派遣のために要した移動時間は除くものとする。

なお、支援1回につき、その実施時間に1時間未満の端数時間が生じたときは、30分以下は0.5時間とし、30分を超える場合は1時間として計算するものとする。

(ウ) 所属長は、支援を実施した都度、4(1)エに定める支援実施結果表の内容を確認し、証明を行うものとする。これに基づき、支払調書(第5号様式)を作成し、当該支援実施結果表を添付して警務課長を経由して本部長に送付するものとする。

イ 旅費の支給に関する事務については、次により所属長が処理するものとする。

(ア) 委嘱精神科医等に対し支給する旅費は、山梨県職員旅費条例(昭和32年山梨県条例第56号)、山梨県職員旅費支給規則(昭和33年山梨県規則第7号)及び山梨県警察職員の旅費支給に関する訓令(昭和41年山梨県警察本部訓令第15号。以下「訓令」という。)の規定に基づき、支給額を算定するものとする。

(イ) 旅行の出発地は、旅行の実態に応じて、委嘱精神科医等の勤務地、自宅等個別に判断するものとする。また、旅費の計算は、訓令第9条第2号の規定に基づき行うものとする。

ウ 警務課長又は所属長は、委嘱精神科医等に支援又は旅行を依頼したときは、委嘱精神科医等から口座振込依頼書(第6号様式)を徴するものとする。ただし、当該精神科医等が既に口座振込依頼書を提出しているときは、記載内容に変更がない限り再度の提出は不要とする。

5 選定精神科医等による支援

(1) 実施手続

所属長は、選定精神科医等に支援の実施を依頼する際、カウンセリング等に要する経費は警察で負担することをカウンセリング依頼書(第7号様式)をもって説明し、併せて支援対象者に係る個人情報の保護に関する協力と連絡体制を確保するものとする。

(2) 支出額

支出額は、選定精神科医等が支援対象者の精神的被害の回復に効果があると認めたカウンセリング等に要した費用(初診料、再診料、通院精神療法料、カウンセリング料、処方箋料、投薬料、検査料等をいう。(3)において「医療費等」という。)の実費額とし、支援対象者1人当たり必要と認められる支援回数を実施する。また、対象期間は原則として初診日から3年間とする。

(3) 支出手続

医療費等の支出は、原則として選定精神科医等への口座振込とする。ただし、支援対象者が既に選定精神科医等に支払っているときは、支援対象者への口座振

込とすることができる。

(ア) 選定精神科医等への口座振込の場合

a 所属長は、選定精神科医等から医療・カウンセリング経費請求書（第8号様式）を徴し、その内容について検収した上で速やかに警務課長に送付するものとする。この場合において、医療・カウンセリング経費請求書の内容を充足するものであれば、様式は問わないこととする。

なお、2回以上の支援が必要な場合は、支援を実施した請求書を徴するものとする。

b 警務課長は、請求書の送付を受けたときは、その内容を確認し、支出手続を行うものとする。

(イ) 支援対象者への口座振込の場合

a 所属長は、支援対象者から当該支援に係る領収書等を添付した医療・カウンセリング経費請求書（第9号様式）を徴し、その内容について検収した上で速やかに警務課長に送付するものとする。

b 警務課長は、請求書の送付を受けたときは、その内容を確認し、支出手続を行うものとする。

6 運用上の留意事項

(1) 所属長は、精神科医等による支援を行うことについて犯罪被害者等の同意を得る際には、当該犯罪被害者等が精神科医等による支援が必要である旨の発言はせず、当該支援が利用可能であるとの説明にとどめるなど、犯罪被害者等の心情に配慮するとともに、犯罪被害者等が自主的に判断できるよう、その説明には十分に注意すること。

(2) 支援申請は、支援対象者の希望により、委嘱精神科医等又は選定精神科医等を選択することとし、双方を同時に混同して実施することはできないことに留意すること。

(3) 所属長は、支援対象者が精神科医等による支援を初めて受ける際には、当該犯罪被害者等に係る事件等の内容を把握している職員を付き添わせ、支援開始前に、捜査に支障を来さない範囲内で、当該職員から支援を実施する精神科医等に対し事件の概要、支援対象者の精神状態等について説明させること。

(4) 精神科医等による支援は、4（2）ア（イ）及び5（2）のとおりとするが、長期未検挙事件において、被疑者を逮捕した場合等捜査の進展に伴い、カウンセリング等の必要が認められるときは、再度支援を申請できるものとする。また、その際の対象期間は、原則として再支援開始日から3年間とする。

第5 性犯罪被害者の緊急避妊等経費支出制度

1 制度の対象者

緊急避妊等経費支出制度の対象者は、性犯罪の被害申告をした犯罪被害者で医療機関の診察が必要と認められるものとする。

なお、性犯罪の被害申告とは、被害の届出、警察安全相談又は性暴力110番としての申出等があったときとする。

2 支出基準

緊急避妊等経費は、1の制度の対象者の場合であって、次のいずれかに該当するものを除き、支出するものとする。

ア 犯罪被害者がこの制度の利用を辞退したとき。

イ その他支出することが社会通念上適切でないと認められるとき。

3 診察等の手続

所属長は、性犯罪の被害申告をした犯罪被害者について、その被害内容から医療機関の診察が必要と認めたときは、原則として犯罪被害者に職員を同行させ、職員から医療機関に、緊急避妊等経費は警察で負担することを説明させた上で、犯罪被害者に医療機関の診察等を受けさせるものとする。

4 支出額

支出額は、医療機関の診察に伴う実費額とし、次に掲げるものとする。

ア 初診料（資料採取、治療等の処置料及び投薬料を含む。）

イ 診断書料

ウ 検査費用（性感染症検査及び薬物検査に要する費用をいい、再診費用を含む。）

エ 緊急避妊費用（避妊のための投薬その他の処置に要する費用をいう。）

オ 人工妊娠中絶費用

5 支出手続

緊急避妊等経費の支出は、原則として医療機関への口座振込とする。ただし、犯罪被害者等が既に医療機関に緊急避妊等経費を支払っているときは、犯罪被害者等への口座振込とすることができる。

ア 医療機関への口座振込の場合

(ア) 所属長は、3の手続により医療機関の診察等を受けさせた後、緊急避妊等経費支出申請書（第10号様式。以下「支出申請書」という。）を作成し、警務課長を経由して速やかに本部長に送付するものとする。

(イ) 警務課長は、申請の内容を確認の上、速やかに支出額を決定し、その結果を所属長に回答するものとする。

(ウ) 回答を受けた所属長は、医療機関から緊急避妊等経費請求書（第11号様式）を徴し、その内容について検収した上で速やかに警務課長に送付するものとする。この場合において、緊急避妊等経費請求書の内容を充足するものであれば、様式は問わないこととする。

(エ) 警務課長は、請求書の送付を受けたときは、その内容を確認し、支出手続を行うものとする。

イ 犯罪被害者等への口座振込の場合

(ア) 所属長は、犯罪被害者が既に医療機関の診察等を受け、緊急避妊等経費として支出できる項目の費用を支払っているときは、支出申請書を作成し、医療機関が発行した当該緊急避妊等経費の領収書を添付の上、警務課長を經由して速やかに本部長に送付するものとする。ただし、亡失等により、緊急避妊等経費の領収書を添付することができない場合は、医療機関に対して緊急避妊等経費の金額を確認し、その結果を支出申請書に記載するものとする。

(イ) 警務課長は、申請の内容を確認の上、速やかに支出額を決定し、その結果を所属長に回答するものとする。

(ウ) 回答を受けた所属長は、犯罪被害者等から初診料等請求書（第12号様式）を徴し、その内容について検収した上で速やかに警務課長に送付するものとする。

(エ) 警務課長は、初診料等請求書の送付を受けたときは、その内容を確認し、支出手続を行うものとする。

6 運用上の留意事項

(1) 初診料に含まれる治療等の処置料及び投薬料は、初診時のものに限るものとする。

(2) 検査費用に含まれる再診費用は、検査結果を聞くための再診費用に限るものとする。

(3) 緊急避妊費用は、医療機関の診察を伴わず、薬局等で市販された緊急避妊薬の購入に係る費用も支出することができる。この場合、支出に関する運用は、医療機関の診察等に準ずるものとする。

(4) 5ア(ウ)の医療機関からの請求書の宛先は、「山梨県警察本部長」とすること。また、請求書には、犯罪被害者のプライバシーを保護するため、犯罪被害者の氏名等は記載させず、「〇〇警察署扱い被害者」と表記させること。

第6 司法解剖後の遺体修復及び遺体搬送経費支出制度

1 支出基準

(1) 遺体修復及び遺体搬送経費は、別表のいずれかに該当するときを除き、支出するものとする。

(2) 別表のアからキまでに定める事由がある場合において、この定めにより遺体修復及び遺体搬送経費を支出しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、この定めにかかわらず、遺体修復及び遺体搬送経費を支出することができる。この場合、特段の事情については、第3の5(2)の定め

準ずるものとする。

- (3) 遺体修復経費支出制度は、(1)に加えて、遺体修復の対象となる遺体（以下「修復対象遺体」という。）の腐敗、炭化又は白骨化が著しいなどの状況から、遺体修復による遺族の精神的被害の軽減等の効果が認められないときは適用しないものとし、所属長が、司法解剖に立ち会った職員の意見を参考とし、遺族感情に照らし修復が必要と認めたときに適用するものとする。

2 修復業務の支出手続等

(1) 業務内容

山梨大学医学部又は他の医科大学、病院等（以下「解剖場所」という。）で司法解剖に付した遺体が、1の支出基準に該当したときに、当該痕跡を隠すことを目的とした死化粧等を施す業務とする。

(2) 遺族の意思確認

所属長は、1の支出基準に照らし、修復対象遺体に対し修復が必要と認めたときは、遺族に対し遺体の修復を行うか否かについての意思確認を行うものとする。また、所属長は、遺族に対する意思確認を行うに際し、遺体修復の概要を説明するとともに、遺体修復承諾書（第13号様式）の提出を求め、警務部警務課犯罪被害者支援室（以下「支援室」という。）に速やかに当該遺体修復承諾書を送付するものとする。

(3) 遺体修復の場所及び立会い

ア 場所

遺体修復は、原則として、事件を管轄する警察署の死体安置室又はこれに準ずる施設において行うものとする。

イ 立会い

所属長は、遺体修復に際して職員を立ち合わせ、修復対象遺体の管理を徹底するものとする。

(4) 修復業務の手続等

ア 所属長は、司法解剖後の遺体修復経費支出制度により遺体の修復を行おうとするときは、修復業者に修復予定日時、実施場所、遺体の損傷状況等について電話連絡することにより修復を依頼し、支援室に速やかに遺体修復依頼書（第14号様式）を送付するものとする。

イ 所属長は、遺体修復終了後、修復業者から徴した遺体修復完了報告書（第15号様式）の内容について検収の上、警務課長を経由して速やかに本部長に報告するものとする。

ウ 警務課長は、遺体修復完了報告書の送付を受けたときは、その内容を確認し、修復業者からの請求に基づき支出手続を行うものとする。

3 搬送業務の支出手続等

(1) 業務内容

解剖場所で司法解剖に付した遺体が、1の支出基準に該当したときに、遺族に遺体を引き渡した場所（以下「引渡し場所」という。）から遺族の指定する場所（以下「搬送先」という。）まで遺体を搬送する業務とする。

(2) 搬送車両

遺体搬送車両は、陸運局の認可車両（営業ナンバー）でストレッチャーが装着された寝台型普通車又はバン型普通車を使用するものとする。

(3) 搬送料金等

ア 搬送料は、(6)の負担区分により、搬送先までの搬送距離に基づき支払うものとする。

イ 搬送の際は、遺体の状態に応じて敷布・掛布セット又は納体袋を1体ごとに使用するものとし、その料金（以下「寝具料」という。）は、公費で負担するものとする。

ウ 搬送料金は、アの搬送料とイの寝具料の合計額に消費税を加算した額とする。

エ 車両留置料、深夜・早朝割増、冬期割増等の一切の料金加算は認めないものとする。

(4) 搬送に伴う附属品

遺体搬送に伴う附属品は、遺体の状態に応じて次のとおり使用するものとする。

(ア) 装着可能な遺体には、浴衣等を装着するものとし、その経費は搬送料金に含む。

(イ) 遺体の腐敗の進行を低下させるために必要な場合は、ドライアイスの使用等の必要な処置を行うものとする。ただし、その経費は搬送料金とは別に公費で負担するため、使用の際は支援室に速やかに連絡すること。

(5) 搬送距離

搬送距離は、実際の走行距離とし、遺体搬送業務を受託した業者（以下「搬送業者」という。）からの報告に基づき、当該遺体搬送に関わる職員がそれぞれ確認して決定するものとする。

(6) 搬送料金の負担区分

ア 山梨県内の搬送先へ搬送するときは、搬送料金の全額を公費負担とする。

イ 山梨県内の引渡し場所から山梨県外の搬送先へ搬送するときは、山梨県内の搬送区間の搬送料金は公費負担とし、山梨県外の搬送区間の搬送料金は遺族負担とする。

ウ 山梨県外の引渡し場所から山梨県外の搬送先に搬送するときは、当該引渡し場所の存する県の県境までの搬送料金は公費負担とし、当該県境を越えた区間の搬送料金は遺族負担とする。

(7) 有料道路及び高速道路の利用等

ア 有料道路及び高速道路は、次の場合に利用できるものとする。ただし、遺族

が利用料金の負担を申し出た場合は、この限りでない。

(7) 有料道路の利用は、有料道路を利用しなければ著しく回ることとなる場合等、その有料道路の利用が一般的である場合

(4) 高速道路の利用は、利用距離がおおむね20キロメートル以上である場合又は時間短縮効果がおおむね30分以上ある場合

イ 有料道路及び高速道路の利用料金の負担区分

(7) 山梨県内の搬送先へ搬送するときは、利用料金の全額を公費負担とする。

(4) 山梨県内の引渡し場所から山梨県外の搬送先へ搬送するときは、山梨県内の利用料金は公費負担とし、山梨県外の利用料金は遺族負担とする。

(7) 山梨県外の引渡し場所から山梨県外の搬送先に搬送するときは、当該引渡し場所の存する県の県境までの利用料金は公費負担とし、当該県境を越えた区間の利用料金は遺族負担とする。

(8) 搬送業務の手続等

ア 所属長は、司法解剖後の遺体搬送経費支出制度により遺体を搬送しようとするときは、搬送業者に遺体搬送依頼書（第16号様式）の記載内容を電話連絡することにより搬送を依頼し、支援室に速やかに当該依頼書を送付するものとする。

イ 所属長は、遺体搬送終了後、搬送業者から徴した遺体搬送完了報告書（第17号様式）の内容について検収及び搬送料金等の請求書の内容を確認の上、警務課長を経由して速やかに本部長に送付するものとする。

ウ 警務課長は、遺体搬送完了報告書及び搬送料金等の請求書の送付を受けたときは、その内容を確認し、支出手続を行うものとする。

4 運用上の留意事項

(1) 遺体修復場所については、遺族が特定の場所を希望した場合、なるべく遺族の希望に添うように心掛け、特に遺体搬送業務も行う場合については、遺体搬送における遺族の希望する場所と調整を図ること。

(2) 遺体の搬送先が山梨県外である場合には、搬送料金の一部を遺族が負担することとなることから、遺族に公費による遺体搬送の意思を確認する際に、3（6）及び（7）に定める経費の負担区分を説明して遺族の同意を得て、搬送後に紛議が生じないようにすること。

(3) 遺体に装着する浴衣は搬送業者が用意するので、その旨を遺族に説明すること（棺を使用する場合は遺族負担となる。）。

(4) 司法解剖の終了時間が遅れるような場合には、搬送業者との連絡を密にして、引渡し場所に遺体搬送車両を長時間留置させないように配慮すること。

(5) 遺体搬送依頼書の「参考事項」欄には、遺体の状態（焼死体又は腐乱死体である等）を記載するとともに、附属品使用の有無について記載すること。

第7 被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所借上料支出制度

1 制度の対象者

一時避難場所借上料支出制度の対象者は、犯罪被害者等のうち、次のいずれかに該当し、かつ、自ら居住場所（公的施設のほか、親類、知人宅等を含む。）を確保することが困難であると認められる者とする。

なお、ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等に関する一時避難を行う場合には、ストーカー・配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難等に係る公費負担の運用要領の制定について（平成27年5月14日付け、例規甲（少少）第19号）により実施すること。

ア 当該犯罪行為に起因する自宅の破壊・汚損等により、物理的に自宅での居住が困難な状況であるとき。

イ 犯罪被害者等が自宅に引き続き居住することにより、精神的な二次的被害を受けるおそれがあるとき。

ウ 犯罪被害者等が、加害者による再被害、関係者による報復等の加害行為を受けるおそれがあるとき。

エ 社会的反響が大きい事件で、犯罪被害者等の平穏な生活が阻害されるなど、精神的な二次的被害を受けるおそれがあるとき。

オ その他一時避難措置を行う必要があると認めたとき。

2 支出基準

(1) 一時避難場所借上料は、1の制度の対象者の場合であって、別表のアからカまで及びクのいずれかに該当するときを除き、支出するものとする。

(2) 別表のアからカまでに定める事由がある場合において、この定めにより一時避難場所借上料を支出しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、この定めにかかわらず、一時避難場所借上料を支出することができる。この場合、特段の事情については、第3の5（2）の定めに基づき準ずるものとする。

3 支出額

(1) 支出額は、一時避難措置として利用するホテル等の宿泊施設（以下「ホテル等」という。）の宿泊に要する経費（サービス料及び駐車料金を含む。）の実費額とし、食事代、通信費、ホテル等内の他の施設利用料等は含まないものとする。

(2) 一時避難措置の期間は、原則3泊以内とする。ただし、所属長は、宿泊期間の延長の必要があると認めるときは、警務課長及び事件主管課長と協議して宿泊期間を延長することができるものとする。

4 支出手続

(1) 所属長は、2の支出基準に該当し、一時避難措置を必要とすると認めたときは、

犯罪被害者等に説明し、意思を確認した上で、一時避難場所借上料支出申請書（第18号様式）を作成し、速やかに警務課長を経由して本部長に送付するものとする。

なお、申請に当たっては、事前に事件主管課長と協議するものとする。

- (2) 警務課長は、支出が妥当か否かの判断を速やかに行い、その結果を所属長に回答するものとする。
- (3) 支出が妥当との回答を受けた所属長は、ホテル等の選定について、警務課長及び事件主管課長と協議した上で決定し、決定したホテル等の担当者に一時避難措置に係る経費は警察で負担することを一時避難場所借上依頼書（第19号様式）をもって説明し、依頼するものとする。この場合、犯罪被害者等に係る個人情報の保護に関する協力と連絡体制を確保するものとする。
- (4) 所属長は、一時避難措置の終了後、(3)で決定したホテル等から、一時避難場所借上請求書（第20号様式）を徴し、その内容について検収した上で速やかに警務課長に送付するものとする。この場合において、一時避難場所借上請求書の内容を充足するものであれば、様式は問わないこととする。
- (5) 警務課長は、一時避難場所借上請求書の送付を受けたときは、その内容を確認し、支出手続を行うものとする。

5 運用上の留意事項

- (1) 本制度は、他の居住場所を確保することができない場合の措置であることから、他の施設等の利用が可能な場合又はほかの制度による公的機関への避難若しくは必要経費の公的給付が可能な場合は、これらの利用を優先させること。
- (2) 一時避難措置として利用するホテル等は、事案の内容、地域の実情等を勘案の上、一時避難措置に適したホテル等を選定すること。
- (3) この制度の趣旨に鑑み、一時避難措置の対象者の氏名、ホテル等の名称、場所等一時避難措置に関係する事項について保秘を徹底すること。
- (4) 捜査上の必要から自宅の使用を禁止した場合のホテル等の借上げに要する経費は、本制度に含まないものとする。

第8 ハウスクリーニング経費支出制度

1 支出対象事件

ハウスクリーニング経費の支出対象事件は、次に掲げる罪名の身体犯で、かつ、犯罪被害者の自宅が犯罪行為の現場となった事件とする。

- ア 殺人（未遂を含む。）
- イ 強盗致死
- ウ 強盗・不同意性交等致死
- エ 不同意わいせつ等致死

オ 逮捕等致死

カ 傷害致死

キ その他事件の内容、犯罪被害者等の置かれた状況等を踏まえ、ハウスクリーニング経費を警察で負担することが必要であると所属長が認めたもの

2 支出基準

- (1) ハウスクリーニング経費は、1の支出対象事件の犯罪被害者等の場合であって、別表のアからカまで及びクのいずれかに該当するときを除き、支出するものとする。
- (2) 別表のアからカまでに定める事由がある場合において、この定めによりハウスクリーニング経費を支出しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、この定めにかかわらず、ハウスクリーニング経費を支出することができる。この場合、特段の事情については、第3の5(2)の定めに基づき準ずるものとする。

3 支出額

支出額は、支出対象事件に係る自宅の清掃作業（血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等）に必要な経費の実費額とし、犯罪行為によって破損した建具、家具等の交換、修復等に要する経費は含まないものとする。

4 支出手続

- (1) 所属長は、2の支出基準に該当し、ハウスクリーニングを必要とすると認めるときは、犯罪被害者等に説明し意思を確認した上で、ハウスクリーニング経費支出申請書（第21号様式）を作成し、速やかに警務課長を経由して本部長に送付するものとする。
なお、申請に当たっては、事前に事件主管課長及び刑事部鑑識課長と協議するものとする。
- (2) 警務課長は、支出が妥当か否かの判断を速やかに行い、その結果を所属長に回答するとともに、支出が妥当と判断した場合には、ハウスクリーニング実施業者（以下「実施業者」という。）に対してハウスクリーニングの実施を依頼するものとする。
- (3) 警務課長は、(2)で依頼した実施業者の連絡先等を所属長に伝え、当該所属長は、実施業者と必要な調整をするものとする。
- (4) 所属長は、ハウスクリーニングの終了後実施状況の確認を行い、実施業者からハウスクリーニング経費請求書（第22号様式）を徴し、その内容について検収した上で速やかに警務課長に送付するものとする。この場合において、ハウスクリーニング経費請求書の内容を充足するものであれば、様式は問わないこととする。

- (5) 警務課長は、ハウスクリーニング経費請求書の送付を受けたときは、その内容を確認し、支出手続を行うものとする。

5 運用上の留意事項

これまでも、各種犯罪被害現場では、職員が犯罪被害者等の心情に配慮し、可能な限り復元に努めた上で引渡しを行ってきたところであり、今後もこれら警察としての基本的な対応は何ら変わるものではない。

第9 犯罪被害者遺族に提供する供花等購入費支出制度

1 支出対象事件

- (1) 殺人、強盗致死、不同意性交等致死等の故意の犯罪行為により被害者が死亡した事件
- (2) 危険運転致死等により被害者が死亡した交通事故
- (3) その他事件、事故の内容、犯罪被害者等の置かれた状況等を踏まえ、供花等を提供することが必要であると所属長が認めたもの

2 支出基準

- (1) 供花等購入費は、別表のイ及びオからクまでのいずれかに該当するときを除き、支出できるものとする。
- (2) 別表のイ及びオからキまでに定める事由がある場合において、この定めにより供花等購入費を支出しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるときは、この定めにかかわらず、供花等購入費を支出することができる。
- (3) 供花等購入費支出制度は、犯罪被害者等の支援を担当する職員が、情報提供等のため遺族の自宅を訪問するとき、又は葬儀、新盆、一周忌等で遺族と面接するときに持参する供花等を購入する際に適用するものとする。

3 支出額

1回当たりの支出額の上限は、供花にあつては3,300円、供物にあつては2,000円とする。

4 支出手続

- (1) 所属長は、2の支出基準に該当し、供花等を購入する必要があると認めたときは、供花等購入費支出申請書（第23号様式）を作成し、速やかに警務課長を経由して本部長に送付するものとする。
- (2) 警務課長は、支出が妥当か否かの判断を速やかに行い、その結果を所属長に回答するものとする。
- (3) 支出が妥当との回答を受けた所属長は、供花等を販売する業者（以下「販売業者」という。）と支出手続等必要な調整を行い、供花等を受領するものとする。
- (4) 所属長は、供花等を受領後、販売業者から供花等購入費請求書（第24号様式）を徴し、その内容について検収した上で、速やかに警務課長に送付するものとする。

る。この場合において、供花等購入費請求書の内容を充足するものであれば、様式は問わないこととする。

- (5) 警務課長は、供花等購入費請求書の送付を受けたときは、その内容を確認し、支出手続を行うものとする。

5 運用上の留意事項

本制度による支出は、1事件につき年2回（供花1回、供物1回）までとする。

第10 その他

支出対象事件の把握を確実に行うとともに、支出基準に該当するものについては、犯罪被害者等にこの制度を十分に説明し、確実に支出手続を執ること。

なお、犯罪被害者等に虚偽申告の疑いがある場合又は被疑者に対する処罰意思が曖昧な場合には、支出を見合わせるなどの方法により処理し、不要な支出の防止に努めること。

別表・様式 略